

○北九州市スポーツ施設条例

平成20年3月25日

条例第6号

(設置)

第1条 スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資するため、別表第1に掲げる施設（以下「スポーツ施設」という。）を設置する。

(使用の許可)

第2条 スポーツ施設の施設及び設備（以下「スポーツ施設の施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせるスポーツ施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) スポーツ施設の設置の目的に反するとき。
- (3) スポーツ施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第4条 市は、スポーツ施設の施設等の使用につき、別表第2に定める使用料

を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第6条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第7条 市長は、スポーツ施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該スポーツ施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いスポーツ施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者が行うスポーツ施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ施設の維持管理に関すること。
- (2) スポーツ施設の施設等の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いスポーツ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

北九州市スポーツ施設条例

第 1 1 条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、スポーツ施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該スポーツ施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第 1 2 条 この条例に規定するもののほか、スポーツ施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 1 3 条 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次項の規定による改正前の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号。以下この項において「旧教育施設条例」という。）の別表第 2 に規定する体育施設（以下この項において「旧体育施設」という。）は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）にそれぞれこの条例の別表第 1 に規定する同一の名称のスポーツ施設となり、施行日前に旧教育施設条例及び旧教育施設条例に基づく規則の規定によりなされた旧体育施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例に相当の規定があるものについては、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(北九州スタジアムの管理に係る指定管理者の指定に関する特例)

5 北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年北九州市条

北九州市スポーツ施設条例

例第47号)による改正後の別表第1に規定する北九州スタジアムの管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第8条の規定にかかわらず、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第2項の規定に基づき北九州スタジアムの整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

(平26条例47・追加)

付 則 (平成22年3月31日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年12月13日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成23年規則第6号で平成23年4月24日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日を初日とする期間において改正後の別表第1に規定する北九州市立若松球場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる場合については、北九州市スポーツ施設条例第8条の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の同表に規定する北九州市立若松運動場の指定管理者として指定されている団体を、その指定の残余期間に限り、指定管理者として指定するものとする。

付 則 (平成26年10月7日条例第47号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成29年規則第3号で平成29年2月1日から施行)

付 則 (平成27年7月3日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

北九州市スポーツ施設条例

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに第1条の規定による改正前の北九州市スポーツ施設条例第2条の規定により使用の許可がなされた体育館及びスポーツセンターの使用料並びに第2条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例第7条の規定により使用の許可がなされた体育館の使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成27年12月21日条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第6号で平成28年9月1日から施行。ただし、別表第1の庭球場の項の規定は、平成28年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前になされた北九州市立浅生スポーツセンターに係る第1条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成28年3月31日条例第11号)

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

付 則 (平成28年10月11日条例第42号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第3号で平成29年2月1日から施行)

付 則 (平成30年6月22日条例第43号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及

北九州市スポーツ施設条例

び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定、第3条の規定による改正後の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2 社会教育関係の表の規定、第4条の規定による改正後の北九州市市民センター条例別表第2の規定、第5条の規定による改正後の北九州市芸術文化施設条例別表第2の規定及び第6条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日前に第6条の規定による改正前の北九州市スポーツ施設条例の規定に基づき発行された体育館、スポーツセンター、プール、競技場、庭球場、武道場、柔剣道場及び弓道場の回数券又は定期券は、同条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

付 則（令和元年7月12日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和元年7月12日条例第5号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和2年規則第45号で令和2年6月1日から施行）

付 則（令和2年10月13日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年6月30日条例第26号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市スポーツ施設条例

(令和6年規則第20号で令和6年5月11日から施行)

別表第1 (第1条関係)

(平22条例36・平26条例47・平27条例59・令元条例5・令5条例26・一部改正)

施設の種類	名称	位置
体育館	北九州市立総合体育館	北九州市八幡東区八王寺町4番1号
	北九州市立新門司体育館	北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号
	北九州市立門司体育館	北九州市門司区高田一丁目20番1号
	北九州市立門司青少年体育館	北九州市門司区東門司一丁目1番24号
	北九州市立小倉北体育館	北九州市小倉北区三郎丸三丁目4番1号
	北九州市立小倉南体育館	北九州市小倉南区日の出町二丁目5番1号
	北九州市立城野体育館	北九州市小倉南区八幡町34番1号
	北九州市立曾根体育館	北九州市小倉南区下曾根四丁目22番2号
	北九州市立若松体育館	北九州市若松区古前一丁目1番1号
	北九州市立黒崎体育館	北九州市八幡西区藤田四丁目1番1号
	北九州市立城山体育館	北九州市八幡西区屋敷二丁目14番1号
スポーツセンタ	北九州市立折尾スポーツセンター	北九州市八幡西区大浦三丁

北九州市スポーツ施設条例

一		目 9 番 1 号
	北九州市立香月スポーツセンター	北九州市八幡西区香月中央一丁目 9 番 1 号
	北九州市立浅生スポーツセンター	北九州市戸畑区浅生二丁目 1 番 1 号
プール	北九州市立新門司温水プール	北九州市門司区新門司三丁目 5 番地
	北九州市立松ヶ江プール	北九州市門司区大字畑 2 0 6 6 番地
	北九州市立朽網プール	北九州市小倉南区朽網東一丁目 2 番 1 3 号
	北九州市立小石プール	北九州市若松区小石本村町 2 0 番 1 号
	北九州市立藤ノ元プール	北九州市若松区今光二丁目 1 6 番 1 4 号
	北九州市立桃園市民プール	北九州市八幡東区桃園三丁目 1 番 6 号
	北九州市立沖田プール	北九州市八幡西区三ヶ森四丁目 4 番 1 7 号
競技場	北九州市立鞆ヶ谷競技場	北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町 2 0 番
球技場	北九州スタジアム	北九州市小倉北区浅野三丁目 9 番
	北九州市立新門司球技場	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号
	北九州市立若松球技場	北九州市若松区響南町 5 番
運動場	北九州市立新門司運動場	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号

北九州市スポーツ施設条例

球場	北九州市立若松球場	北九州市若松区響南町 5 番
	北九州市立大谷球場	北九州市八幡東区大谷一丁目 2 番 1 5 号
	北九州市立城山球場	北九州市八幡西区屋敷二丁目 1 4 番
庭球場	北九州市立新門司庭球場	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号
	北九州市立門司庭球場	北九州市門司区谷町一丁目 2 番 3 号
	北九州市立小倉南庭球場	北九州市小倉南区日の出町二丁目 5 番
	北九州市立若松庭球場	北九州市若松区響南町 5 番
	北九州市立城山庭球場	北九州市八幡西区屋敷二丁目 1 4 番
武道場	北九州市立小倉南武道場	北九州市小倉南区徳力二丁目 1 0 番 1 号
	北九州市立若松武道場	北九州市若松区古前一丁目 1 番 2 号
柔剣道場	北九州市立小倉北柔剣道場	北九州市小倉北区田町 1 4 番 1 9 号
	北九州市立八幡西柔剣道場	北九州市八幡西区則松七丁目 1 6 番 4 5 号
弓道場	北九州市立門司弓道場	北九州市門司区大里東一丁目 4 番 8 号

別表第 2 (第 4 条関係)

(平 2 2 条例 6 ・平 2 2 条例 3 6 ・平 2 7 条例 3 2 ・平 2 7 条例 5 9 ・平 2 8 条例 1 1 ・平 2 8 条例 4 2 ・平 3 0 条例 4 3 ・令元条例 4 ・令元条例 5 ・令 2 条例 4 3 ・一部改正)

北九州市スポーツ施設条例

施設の種類		使用料						備考
体育館	総合体育館	共用	区分		一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
			1人1回(2時間以内)		390円	190円	120円	
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円	
			区分		平日	土曜日 日曜日 休日		
	専用	第1競技場	A	1時間又はその端数ごとに	4,670円	5,590円		
			B	1時間又はその端数ごとに	33,250円	39,900円		
		第2競技場		1時間又はその端数ごとに	2,350円	2,800円		
		第3競技場		1時間又はその端数ごとに	350円	410円		
	トレーニ		高等学校の	1人1回(2時間以内)			450	

1 第1競技場のA及びBの適用区分は、次のとおりとする。
 (1) Aは、アマチュアスポーツに使用するとき。
 (2) Bは、プロスポーツ又はスポーツ以外に使用するとき。

北九州市スポーツ施設条例

ン グ 室	生徒以上の 者	回数券(10 枚つづり)	1人1回(2 時間以内)	3,6 00円	2 第1競技場 の使用面積が 2分の1の場 合の使用料の 額は、規定使 用料の額の5 割に相当する 額とする。 3 入場料等を 徴収する場合 の使用料の額 は、次の各号 に掲げる競技 場の区分に応 じ、当該各号 に定める額と する。 (1) 第1 競技場 規 定使用料の 額の40割 に相当する 額 (2) 第2 競技場 規 定使用料の 額の20割 に相当する 額
		定期券	1月	5,4 00円	
		大会議室	1時間又はその端数 ごとに	1,130 円	
議 室	小会議室	1時間又はその端数 ごとに		540円	

北九州市スポーツ施設条例

						<p>(3) 第3 競技場 規 定使用料の 額の30割 に相当する 額</p> <p>4 休業日に使 用する場合の 使用料は、休 日の使用料と する。</p> <p>5 定期券で使 用するとき は、1日1回 限りとし、2 時間以内を1 回とする。</p>	
器 具	ピアノ		1台	1回	3,000 円	1 ピアノ使用 料には、調律 料を含まな い。	
	組立ステージ		1式	1回	9,000 円		
	放 送 設 備	第1競技場	A	1式	1回	7,500 円	2 放送設備の A、B及びCの適 用区分は、次 のとおりとす る。 (1) Aは、 アンプ1式、 レコードプ
			B	1式	1回	15,000 円	
		第2競技場	C	1式	1回	4,500 円	
		マイクロホン		1本	1回	970 円	
ワイヤレスマイク		1チャン	1回	3,000 円			

北九州市スポーツ施設条例

		ネル		円	
	レコードプレーヤー	1台	1回	1,500円	<p>レヤー1台、テープレコーダー(テープを含まない。)1台、マイクロホン2本並びにスピーカーのA群、B群及びC群の全部又は一部を使用するとき。</p> <p>(2) Bは、前号に掲げるもののほか、スピーカーのD群、E群及びF群の全部又は一部を使用するとき。</p> <p>(3) Cは、ミゼットアンプ1式、レコードプレーヤー1台、テープレコーダー(テー</p>
	テープレコーダー(テープを含まない。)	1台	1回	1,500円	
	舞台用諸設備	1式	1回	18,000円	
	ピンスポット	1基	1回	1,800円	
	ロールバックスタンド	1式	1回	31,500円	
椅子	1人用	1脚	1回	40円	
	3人用	1脚	1回	130円	
	長机	1脚	1回	150円	

北九州市スポーツ施設条例

										<p>プを含まない。) 1 台及びマイクロホン 2 本の全部又は一部を使用するとき。</p> <p>3 ロールバックスタンドの片側のみを使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額の 5 割に相当する額とする。</p> <p>4 ロールバックスタンド、椅子及び長机をアマチュアスポーツに使用するときには、使用料を徴収しない。</p>
体 育 館 使 用	共 用	区分		一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒				
		1 人 1 回 (2 時間以内)		3 9 0 円	1 9 0 円	1 2 0 円				
		回数	1 人 1	3 , 1 2 0	1 , 5 2 0 円	9 6 0 円				

北九州市スポーツ施設条例

料	券（1回（2 0枚 時間以 つづ 内） り）		円			
	区分			平日	土曜日 日曜日 休日	1 A及びBの適 用区分は、次 のとおりとす る。 （1） Aは、 体育行事に 使用すると き。 （2） Bは、 体育行事以 外の行事に 使用すると き。
専 用	新門司体 育館	A	1時間又は その端数ご とに	2, 580円	3, 110円	
		B	1時間又は その端数ご とに	3, 880円	4, 670円	
	門司体育 館体育室	A	1時間又は その端数ご とに	1, 260円	1, 520円	
		B	1時間又は その端数ご とに	1, 900円	2, 300円	
	小倉北体 育館	A	1時間又は その端数ご とに	920円	1, 120円	
		B	1時間又は その端数ご とに	1, 380円	1, 700円	
	小倉南体 育館	A	1時間又は その端数ご とに			
		B	1時間又は その端数ご とに			
	曾根体育 館	A	1時間又は その端数ご とに			
		B	1時間又は その端数ご とに			
城野体育 館	A	1時間又は その端数ご とに				
	B	1時間又は その端数ご とに				
黒崎体育 館	A	1時間又は その端数ご とに				
	B	1時間又は その端数ご とに				
城山体育 館	A	1時間又は その端数ご とに				
	B	1時間又は その端数ご とに				

北九州市スポーツ施設条例

		門司体育館集 会室	1時間又は その端数ご とに	1, 120円	1, 330円	3 営利又は収 益を目的とし ないもので、 入場料等を徴 収する場合の 使用料の額 は、規定使用 料の額の15 割に相当する 額とする。 4 営利又は収 益を目的とす る場合の使用 料の額は、規 定使用料の額 の30割に相 当する額とす る。
若松 体育館 使用料	共用 体育館	区分	一般	高等学校の生 徒	小・中学校の 児童及び生 徒	
		1人1回 (2時間以 内)	390円	190円	120円	
		回数券 (1人1回(2 時間以 内))	3,120 円	1,520 円	960円	

北九州市スポーツ施設条例

	り)	以内)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,400円	1,800円	2,160円	
トレ ーニ ング 室	高等学 校の生 徒以上 の者	1人1回(2時間 以内)		450円					定期券で使用す るときは、1日 1回限りとし、 2時間以内を1 回とする。
		回数券 (10 枚つづ り)	1人1回 (2時間 以内)	3,600円					
		定期券	1月	5,400円					
専 用	区分		平日		土曜日 日曜日 休日			1 体育館のA 及びBの適用 区分は、次の とおりとす る。 (1) Aは、 体育行事に 使用すると き。 (2) Bは、 体育行事以 外の行事に 使用すると き。	
	体 育 館	A	1時間又は その端数ご とに	2,580円		3,110円			
		B	1時間又は その端数ご とに	3,880円		4,670円			
多目的ホール		1時間又は その端数ご とに	340円		400円				

北九州市スポーツ施設条例

					以内)						
					土曜日 日曜日 休日	1レーン (1時間 以内)	850円	1,410円			
スポーツセンター	折尾スポーツセンター	共用	体育館	区分		一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒			
				1人1回 (2時間以内)		390円	190円	120円			
				回数券 (10枚 つづり)	1人 1回 (2時間 以内)	3,120円	1,520円	960円			
スポーツセンター	折尾スポーツセンター	共用	温水プール	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童 以下の者	1 定期券で使用するとき は、1日1回 限りとし、2 時間以内を1 回とする。 2 使用時間が 2時間を超え た場合の使用 料は、2時間 を超える1時 間又はその端 数ごとに規定		
						7月及び8月	その 他の 月	7月及び8月		その 他の 月 及び 8月	7月及び8月
				個人	1人1回 (2時間 以内)	390円	600円	300円	370円	11850円	

北九州市スポーツ施設条例

								円					
	団体	30人以上 50人未満	1人1回 (2時間 以内)	350円	540円	270円	330円	130円	160円		使用料の額の5割(回数券又は定期券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。		
		50人以上	1人1回 (2時間 以内)	310円	480円	240円	290円	120円	140円				
		回数券(10枚つづり)	1人1回 (2時間 以内)	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,220円	1,260円				
		定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円				
	トレーニング室	高等学校の生徒以上の者	1人1回(2時間以内)	回数券(10枚つづり)		1人1回(2時間以内)	定期券		1月	4,500円	3,600円	5,400円	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
専用		区分		平日		土曜日 日曜日		1		体育館のA及びBの適用			

北九州市スポーツ施設条例

				休日	
体 育 館	A	1時間又は その端数ご とに	2, 580円	3, 110円	<p>区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) Aは、体育行事に使用するとき。</p> <p>(2) Bは、体育行事以外の行事に使用するとき。</p> <p>2 体育館の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の15割に相当する</p>
	B	1時間又は その端数ご とに	3, 880円	4, 670円	
多目的ホール	1時間又は その端数ご とに	340円	400円		

北九州市スポーツ施設条例

						額とする。 4 営利又は収益を目的とする場合の使用料の額は、規定使用料の額の30割に相当する額とする。
	温	区分	7月及び8月	その他の月		
	水	平日	1回 (1時間以内)	1,350円	2,170円	
	プ	土曜日	1回 (1時間以内)	1,650円	2,700円	
	ール	日曜日 休日				
香	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、
月	ス	1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	2時間以内を1回とする。
ポ	ー	回数	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円
ツ	セ	回数	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円
ン	タ	回数	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円
一	使	回数	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円

北九州市スポーツ施設条例

用 料	柔 剣 道 場	区分		一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者	
		1人1回(2時間以内)		390円	190円	120円	
		回数券 (10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円	
		定期券	1月	4,680円	2,280円	1,440円	
			3月	8,580円	4,180円	2,640円	
	専 用	区分			平日	土曜日 日曜日 休日	1 体育館のA及びBの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、体育行事に使用するとき。 (2) Bは、体育行事以外の行事に使用するとき。 2 営利又は収
		体 育 館	A	1時間又はその端数ごとに	1,260円	1,520円	
			B	1時間又はその端数ごとに	1,900円	2,300円	
		柔 剣 道 場	柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに	990円		

北九州市スポーツ施設条例

						<p>益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の15割に相当する額とする。</p> <p>3 営利又は収益を目的とする場合の使用料の額は、規定使用料の額の30割に相当する額とする。</p>
浅井 共生 体育 館 ポ ー ツ セ ン タ ー 使 用	体 育 館	区分		一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
		1人1回（2時間以内）		390円	190円	120円
		回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,120円	1,520円	960円
	温 水 プ	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の

北九州市スポーツ施設条例

料	一 ル	者						限りとし、2 時間以内を1 回とする。 2 使用時間が 2時間を超え た場合の使用 料は、2時間 を超える1時 間又はその端 数ごとに規定 使用料の額の 5割（回数券 又は定期券で 入場した者に ついては、個 人の規定使用 料の額の5 割）に相当す る額を加算す る。
		7月 及び 8月	その 他の 月	7月 及び 8月	その 他の 月	7 月 及 び 8 月	その 他の 月	
	個人	1人1回 (2時間 以内)	390 円	600 円	300 円	370 円	118 50 円	
	団 体	30人以 上50人 未満	350 円	540 円	270 円	330 円	116 30 円	
		50人以 上	310 円	480 円	240 円	290 円	114 20 円	
	回数券（1 0枚つづ り）	1人1回 (2時間 以内)	3,120 円	4,200 円	2,400 円	2,590 円	1,226 00 円	
	定期券	1月	4,680 円	7,200 円	3,600 円	4,440 円	1,816 00 円	

北九州市スポーツ施設条例

トレーニング室	高等学校の生徒以上の者		1人1回（2時間以内）	450円	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
	回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,600円			
	定期券	1月	5,400円			
庭球場	区分		一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
	1人1回（2時間以内）		490円	240円	150円	
	回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,920円	1,920円	1,200円	
	定期券	1月	5,880円	2,880円	1,800円	
		6月	24,500円	12,000円	7,500円	
12月		35,280円	17,280円	10,800円		
柔剣道場	区分		一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者	1人1回（2時間以内）
	1人1回（2時間以内）		390円	190円	120円	

北九州市スポーツ施設条例

		回数券（1 0枚つづ り）	1人1回 （2時間 以内）	3,120 円	1,520 円	960 円	
		定期券	1月	4,680 円	2,280 円	1,440 円	
			3月	8,580 円	4,180 円	2,640 円	
弓 道 場	区分			一般	高等学校の生 徒以下の者		
	1人1回（2時間以 内）			250円	120円		
	回数券（1 0枚つづ り）	1人1回 （2時間 以内）	2,000円	960円			
	定期券	1月	3,000円	1,440円			
専 用	区分			平日	土曜日 日曜日 休日	1 体育館のA 及びBの適用 区分は、次の とおりとす る。 （1） Aは、 体育行事に 使用すると き。 （2） Bは、 体育行事以 外の行事に 使用すると き。	
	体育館	A	1時間又 はその端 数ごとに	2,580 円	3,110 円		
		B	1時間又 はその端 数ごとに	3,880 円	4,670 円		
	多目的ホール			1時間又 はその端 数ごとに	340円		

北九州市スポーツ施設条例

				<p>2 体育館の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の15割に相当する額とする。</p> <p>4 営利又は収益を目的とする場合の使用料の額は、規定使用料の額の30割に相当する額とする。</p>	
温 水 プ	区分		7月及び8月	その他の月	
	平日	1レーン (1時間)	710円	1,120円	

北九州市スポーツ施設条例

ル		以内)			
	土曜日	1レーン	850円	1,410円	
	日曜日	(1時間			
	休日	以内)			
	庭球場		1面1回(1時間以内)		1,260円
柔道場	1時間又はその端数ごとに			990円	
剣道場	1時間又はその端数ごとに				
弓道場	1時間又はその端数ごとに			1,200円	
駐車場	1台につき2時間30分までは100円とし、2時間30分を超える場合は2時間30分を超える30分又はその端数ごとに100円とする。ただし、1日に連続して4時間を超えて駐車したときは、1日当たり500円とする。			<p>1 使用料は、自動車を出車させる際に納入すること。</p> <p>2 浅生スポーツセンターの利用者以外の者が利用する場合は、1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。</p> <p>3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>	

北九州市スポーツ施設条例

プ ー ル	プ ー ル	新 門 司 温 水 プ ー ル	共 用	区分	一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 共用で使用する場合に使用時間が2時間を超えたときの使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割（回数券又は定期券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割）に相当する額を加算する。 3 桃園市民プールの使用者が専用利用の際に入場料等を徴収する場	
					7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月		
				個人	1人1回（2時間以内）	390円	600円	300円	370円	150円	180円	
				団 体	30人以上50人未満	300円	540円	270円	330円	300円	160円	
					50人以上	1人1回（2時間以内）	300円	480円	240円	290円	140円	
				回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,100円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円	
				定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,880円	2,160円	

北九州市スポーツ施設条例

				0円	0円	0円	0円	0円	0円	合の使用料の額は、規定使用料の額の30割に相当する額に、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額を加えて得た額とする。
専用	区分			7月及び8月			その他の月			
	平日	1レーン(1時間以内)		710円			1,120円			
	土曜日 日曜日 休日	1レーン(1時間以内)		850円			1,410円			
桃園市市民プール	温水共用	区分			一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者	
					7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月
		個人	1人1回(2時間以内)		390円	600円	300円	370円	150円	180円
		団体 30人以上 50人未満	1人1回(2時間以内)		350円	540円	270円	330円	130円	160円

北九州市スポーツ施設条例

			内)					円
	50人以上	1人1回(2時間以内)	3,100円	4,800円	2,400円	2,900円	1,140円	1,140円
	回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,220円	1,220円
	定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,810円	2,160円
専用	5	区分		7月及び8月		その他の月		
		0平日	1レーン(1時間以内)	1,420円		2,240円		
	ル	土曜日	1レーン(1時間以内)	1,700円		2,820円		
	フ	日曜日 一休日	1レーン(1時間以内)	710円		1,120円		
ル	5	平日	1レーン(1時間以内)	710円		1,120円		
メ	1							

北九州市スポーツ施設条例

		ト土曜日 ル日曜日 フ休日 ー ル	1レー ン（1 時間以 内）	850円	1,410円	
会 議 室	会議室1		1時間又はそ の端数ごとに	360円		
	会議室2		1時間又はそ の端数ごとに	360円		
そ の 他 の プ ー ル	区分		一般	中学校の生 徒	小学校 の児童 以下の 者	
	個人	1人1 回（2 時間以 内）	360 円	190円	100 円	
	団 体	30人以 上50人 未満	1人1 回（2 時間以 内）	320 円	170円	90円
		50人以 上	1人1 回（2 時間以 内）	280 円	150円	80円
	回数券（10 枚つづり）		1人1 回（2 時間以 内）	2,8 80円	1,520円	800 円

北九州市スポーツ施設条例

			定期券	1月	4,320円	2,280円	1,200円	
		専用	平日	1回 (1時間以内)	3,900円			
			土曜日 日曜日 休日	1回 (1時間以内)	5,100円			
競技場	靴ケ谷競技場	共用	区分		一般	高等学校の生徒以下の者		1 定期券で使用するとき は、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 入場料等を徴収する場合の使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないとき
			1人1回(2時間以内)		150円	40円		
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	1,200円	320円		
			定期券	1月	1,800円	480円		
		専用		1時間又はその端数ごとに		4,070円		
		器具	陸上競技用具		1個又は1組	1日	220円	
			1式	1日	22,500円			
テント			1張	1日	450円			
長机			1脚	1日	60円			

北九州市スポーツ施設条例

			折り畳み椅子	1脚	1日	40円	は、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。
球技 場・九 運動 場	北 九 州 ス タ ド ジ ア ム ス タ ン ド	専 用	A	1時間又はその端数ごと に		7,100円	1 フィールド 及びスタンド のA及びBの適 用区分は、次 のとおりとす る。 (1) Aは、 アマチュア スポーツに 使用すると き。 (2) Bは、 プロスポー ツ又はスポ ーツ以外に 使用すると き。 2 入場料等を 徴収する場合 のフィールド 及びスタンド の使用料の額 は、次の各号
			B	1時間又はその端数ごと に		10,650円	
		会 議 室 等	会議室1	1時間又はその端数ごと に		1,830円	
			会議室2	1時間又はその端数ごと に		7,830円	
			会議室3	1時間又はその端数ごと に		1,410円	
			会議室4	1時間又はその端数ごと に		1,290円	
			会議室5	1時間又はその端数ごと に		3,670円	
			会議室6	1時間又はその端数ごと に		1,680円	

北九州市スポーツ施設条例

	会議室 7	1 時間又はその端数ごと に		2, 4 0 0 円	に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) A 入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の 1 5 割に相当する額)
	ウォームアップエリア 1	1 時間又はその端数ごと に		2, 9 8 0 円	
	ウォームアップエリア 2	1 時間又はその端数ごと に		2, 9 8 0 円	
	特別会議室 1	1 時間又はその端数ごと に		3, 2 7 0 円	
	特別会議室 2	1 時間又はその端数ごと に		4, 6 9 0 円	
	特別会議室 3	1 時間又はその端数ごと に		4, 9 2 0 円	
	特別会議室 4	1 時間又はその端数ごと に		7, 2 3 0 円	
	特別会議室 5	1 時間又はその端数ごと に		3, 8 4 0 円	
	特別会議室 6	1 時間又はその端数ごと に		4, 8 0 0 円	
	特別会議室 7	1 時間又はその端数ごと に		2, 3 4 0 円	
	特別会議室 8	1 時間又はその端数ごと に		2, 3 4 0 円	
	特別会議室 9	1 時間又はその端数ごと に		3, 5 7 0 円	
器具	芝生保護材	1 枚	1 日	1 0 0 円	(2) B 規定使用料の額の 3 0 割に相当する額に、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額

北九州市スポーツ施設条例

						を加えて得た額
						3 フィールド及びスタンドの使用料の区分Bで、入場料等を徴収する場合の使用料の額には、会議室等の使用料を含むものとする。
その他の球技場・運動場使用料	専用	1回（1時間以内）	一般		高等学校の生徒以下の者	
			1,200円		900円	
球場	野球場	区分		一般	高等学校の生徒以下の者	
		若松球	1回（1	4,050円	2,020円	

北九州市スポーツ施設条例

	使用料		場	時間以			
			大谷球場	内)			
			城山球場	1回(1時間以	1,200円		900円
				内)			
庭球場	庭球場使用料	新設	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
				1人1回(2時間以内)	490円	240円	150円
				回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内) 3,920円	1,920円	1,200円
				定期券	1月 5,880円	2,880円	1,800円
					6月 24,500円	12,000円	7,500円
					12月 35,280円	17,280円	10,800円
				専用	1面1回(1時間以内)		1,260円
	その他の		共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
				1人1回	300円	150円	90円

定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。

北九州市スポーツ施設条例

	庭球場	(2時間以内)					
		回数券 (10枚つづり)	1人1回 (2時間以内)	2,400円	1,200円	720円	
		定期券	1月	3,600円	1,800円	1,080円	
			6月	15,000円	7,500円	4,500円	
			12月	21,600円	10,800円	6,480円	
		専用	1面1回(1時間以内)		750円		
武道場	共用	弓道場	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
			1人1回(2時間以内)	250円	120円		
			回数券 (10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円		960円
			定期券	1月	3,000円		1,440円
		柔道場	区分	一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者	
		剣道場	1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	

北九州市スポーツ施設条例

			回数券 (10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円	
			定期券	1月	4,680円	2,280円	1,440円	
				3月	8,580円	4,180円	2,640円	
	専用	弓道場			1時間又はその端数ごとに		600円	
		柔道場 剣道場			1時間又はその端数ごとに		990円	
柔剣道場	共用	区分	一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。		
		1人1回(2時間以内)		390円	190円	120円		
		回数券 (10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円		
		定期券	1月	4,680円	2,280円	1,440円		
			3月	8,580円	4,180円	2,640円		
	専用	柔道場 剣道場			1時間又はその端数ごとに		990円	
弓道	共用	区分	一般	高校学校の生徒	定期券で使用する			

北九州市スポーツ施設条例

場	道 場 使 用 料			以下の者	るときは、1日 1回限りとし、 2時間以内を1 回とする。	
		1人1回(2 時間以内)		250円		120円
		回数 券(1 0枚 つづ り)	1人1 回(2 時間以 内)	2,000円		960円
		定期 券	1月	3,000円		1,200円
		専用		1時間又はその端数 ごとに		600円

注

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 冷暖房施設又は照明設備その他の電気設備で市長が定めるものを使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。
- 3 特別の設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、市長が定める実費に相当する額を規定使用料に加算する。